

長野市自転車ネットワーク計画案

資料3

位置付け

長野市自転車活用推進計画に位置付ける

「地方版自転車活用推進計画策定の手引き（案）」に
「自転車通行空間の確保は、自転車活用推進の基本
であるため、特に市町村の地方版推進計画においては、
自転車ネットワークを位置付けることを基本と
するべきである」と記載（P. 3 参照）

計画エリア

市内平野部（都市計画区域）とする

基本方針

長野市自転車活用推進計画（案）から

【自転車通行空間等の整備】
「通勤・通学路の重点的な整備」

計画方針

- ① 基本方針に適した必要路線の選定
 - ・ターミナル駅、主要バス停、高校、運動公園（2カ所）をつなぎたい
- ② 自動車速度・交通量等から整備形態（3種類）を決定（P. 4 参照）
 - ・自転車道、自転車専用通行帯、車道混在
 - ・状況により暫定形態での整備も検討
- ③ 整備優先度の検討

計画目標

通勤・通学における通行空間の整備
公共交通を活かした通行空間の整備

- ・渡河部等について
- ・自歩道として整備した箇所の取扱い
- ・積雪の考慮

課題等

長野市自転車ネットワーク計画(案)作成における課題

- 渡河部等の整備について
 - 例) 市内平野部のほぼ中心を横断する河川（犀川）に2カ所の橋梁
 - 丹波島橋：路肩が狭く、専用レーン設置困難
 - 歩道部に縦断的に自歩界を設置し自転車道とする？
 - 長野大橋：路肩及び歩道が狭く、自転車道・専用レーン設置困難
 - 車速度も速く、混在型も危険
- 自歩道整備→自転車道整備
 - 歩道を含めた道路整備は、これまで「自歩道一体として整備」「植樹帯の可能な限りの設置」「路肩に側溝設置」ガイドラインに従い自転車整備形態にするには
 - 植樹帯撤去、歩道(車道)幅縮小
 - 歩車道境界ロック、道路側溝の移設
- 積雪地域である（除雪路線）
 - 解説案

既存の「歩道自転車通行可(道路交通法)指定」を考慮した計画を立案
例) 当面の整備(暫定)形態として「自転車歩行者道(指定路線)を活用」とする
例) 対象となる自転車歩行者道には、注意喚起等の整備を行なう

今後、アンケート結果をふまえ素案を作成し、関係機関(国・県・警察)と協議していきたい

4) 計画の位置付けの整理
a. 國の推進計画及び地方版推進計画との関連

- 都道府県は、國の推進計画を勘案するとともに、周辺の地方版推進計画との整合を図り計画を定める必要がある。(都道府県が策定する計画は、市町村が計画を策定する際のベースとなることに留意し、市町村の意見を反映した計画とすることが望ましい。)
- 市町村は、國の推進計画及び都道府県の地方版推進計画を勘案することもに、地域の実情に応じて、周辺の地方版推進計画との整合を図る必要がある。

地方版自転車活用推進計画 策定の手引き（案）

- b. 自転車に関する既存計画との関連
- 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道道局長・交通局長通知)に基づく「自転車ネットワーク計画」及び地域のニーズを踏まえた駐輪場整備計画を、地方版推進計画内に位置付けることを検討する。



- その際、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく「自転車等の駐車対策に関する総合計画」が既に策定済みである場合には、整合性に留意する。
- また、自転車の通行空間の確保は、自転車利用推進の基本であるため、特に市町村の地方版推進計画においては、自転車ネットワーク計画を位置付けることを基本とするべきである。

2018年8月

国土交通省 自転車活用推進本部



自動車との通路の分離	A: 通路が高い道路 B: 横断的な分離	C: 自動車交通量が低く、 自動車交通量が少ない道路 便在
自走式 自転車	速度が5km/h未満 A,C以外の道路	速度が40km/h以下、かつ、 自動車交通量が3,000台以下 ※車道と自転車を 並走させた場合
自走式 自転車	自走式専用通行帯	※車道と自転車を並走させた場合 ※自走式専用通行帯の設置位置

図1-5 交通状況を踏まえた整備形態の選定（完成形態）の考え方

(2) 整備形態の選定

A. 自転車と自動車を横断的に分離する場合
自転車道を整備するものとする。（写真1-1参照）

B. 自転車と自動車を縦断的に分離する場合
自転車専用通行帯を設置するものとする。（写真1-2～3参照）

C. 両道混在とする場合

必要に応じて、自転車の通行位置を示し、自動車に自転車が車道内で混在することを示意標示するための矢印型路面表示（写真1-4～6参照）、自転車のピクトグラムを設置するものとする。

細体路等では自動車の速度を制御するための狭さく、ハンプの設置等を検討するとともに、自動車の一方通行規則や大型車の通行抑制等、自転車の安全確保に留意しつつ総合的な観点から検討するものとする。
なお、自動車の速度を抑制するための狭さくやハンプを検討する場合には、沿道への騒音、自動車の影響や二輪車に対する走行安全性の確保について留意するものとする。

整備形態の選定にあたり、道路利用者のニーズや、道路や交通の状況等を踏査し、必要と判断される場合には、完成形態が自転車専用通行帯である道路を自転車道、車道混在である道路を自転車道又は自転車専用通行帯で整備することができる。

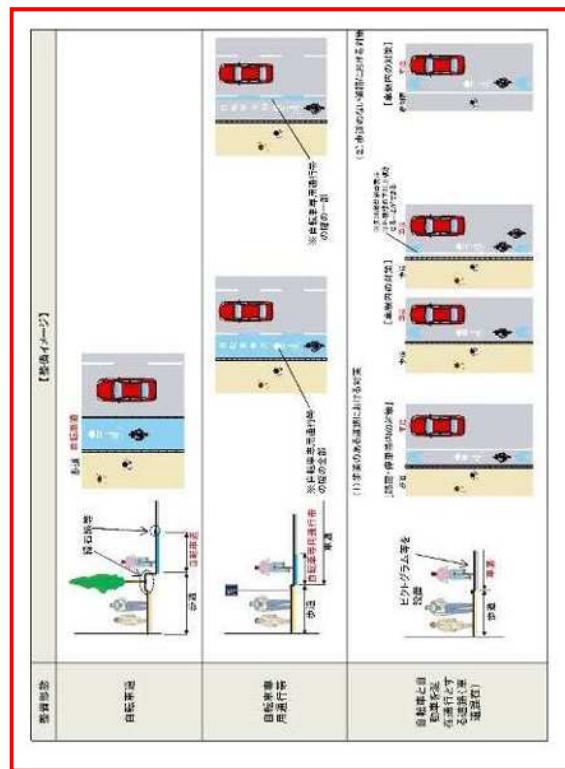


図1-6 基本的な整備形態（イメージ）